(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字大岩字南平一三九二、一三九二の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字南平一三九二・一三九二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町岡原北字字土山一三九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字宇土山一三九四（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県人吉市古仏頂町字荒野八六四の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十一日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地字葉木一〇一六四
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　滑津沢二
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　宮城県刈田郡七ケ宿町字小松沢　一七番一
　二四番　一号から五号まで、五十五号及び五十六号
　二九番五　六号から十七号まで
　二一番　十八号から二十六号まで
　一番六　二十七号から三十七号まで
　一番五　三十八号及び三十九号
　一番一　四十号から四十二号まで
　四十三号から四十六号まで
　一九番　四十七号から五十号まで
　一六番　五十一号から五十四号まで

○国土交通省告示第千二百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

九州事業所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	福岡県北九州市門司区東本町一丁目６番24号
変更後	福岡県北九州市門司区庄司町１番７号

(二)　変更年月日　令和八年十月二十日

○国土交通省告示第千二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　泉田川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第七百十七号で指定した土内川に掲げる土地の区域及び昭和五十六年建設省告示第千五百一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　山形県新庄市大字萩野
　字伽室外二国有林
　二〇四六林班ろ小班　一号から三号まで及び九号
　二〇四六林班へ一小班　四号、六号及び七号
　二〇四六林班へ小班　五号
　二〇五四林班た二小班　八号

○国土交通省告示第千二百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲